

電子証明書 利用のご案内

※ 個人番号カードのICチップの中に電子証明書（「署名用電子証明書」及び「利用者証明用電子証明書」）を入れている場合には以下をご参照ください。

電子証明書の利用

①署名用電子証明書

インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用します。

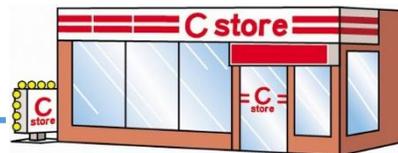
例

国税電子申告・納税システム「e-Tax」等

パスワードは
6～16桁の英数字

②利用者証明用電子証明書

インターネットサイトやコンビニ等の端末等にログインする際に利用します。



例

- ◆コンビニでの公的な証明書の交付
- ◆健康保険証としての利用等

パスワードは4桁の数字

【パソコンから利用する場合】

- (ア)パソコンに「利用者クライアントソフト」(※1)及び(イ)のドライバをインストール。
- (イ)動作確認済みとして掲載されているICカードリーダーライター(※2)を用意し、パソコンに接続。
- ※1 公的個人認証サービスポータルサイト (<https://www.jpki.go.jp/>) において無料でダウンロードできます。
- ※2 同サイトのメニューをご参照ください。

【スマートフォンから利用する場合】

- (ア)マイナンバーカード(ICカード)の読み取りに対応したスマートフォン(※3)を用意。
- (イ)JPKI利用者ソフトアプリをダウンロード。
(JPKI利用者ソフトアプリはAndroid用とiPhone用のものがあります。どちらも無料でダウンロードできます。)
- ※3 同サイトのメニューをご参照ください。



パスワードの変更等

電子証明書は、個人番号カードをICカードリーダーライターにセットし、予め設定したパスワードを入力することで利用できます。パスワードについては、上記※1のソフト等を利用して定期的に変更することをお勧めします。

パスワードを連続して誤ると電子証明書が利用できなくなりますので、注意して下さい。

- ◆署名用電子証明書・・・連続して5回誤るとロックがかかる
- ◆利用者証明用電子証明書・・・連続して3回誤るとロックがかかる

窓口等でロックの解除が必要なんだね



電子証明書 利用のご案内

※ 個人番号カードのICチップの中に電子証明書（「署名用電子証明書」及び「利用者証明用電子証明書」）を入れている場合には以下をご参照ください。

電子証明書の有効期間と更新

原則、発行の日後5回目の誕生日まで

※ただし、個人番号カードの有効期間が満了した場合、電子証明書も失効します。

有効期間の満了の3ヶ月前より更新を行うことができます。
更新の案内が届くので、本庁・お近くの支所で申請してください。

※電子証明書が失効した場合でも、電子証明書の発行は可能です。
※更新の案内を紛失してしまった場合でも、申請は可能です。



更新の案内が届いたから
窓口申請に行かなくちゃ！

署名用電子証明書の引越等に伴う失効

署名用電子証明書は、

引越や婚姻等により氏名・住所等に変更が生じた場合、自動的に失効します。（記載事項に変更が生じるため。）
転入届や婚姻届等の提出の際に併せて、新しい署名用電子証明書の発行手続きを行ってください。



利用者証明用電子証明書については引越や婚姻等により氏名・住所等に変更が生じた場合でも失効しません。（氏名、住所等を記載事項としないため。）

電子証明書の自発的な利用取り止め

電子証明書の利用取り止めをご希望される場合には、電子証明書の失効を本庁・お近くの支所で申請してください。

その他

電子証明書の利用に関する情報は
公的個人認証サービスポータルサイトをご参照ください。

◆地方公共団体情報システム機構
公的個人認証サービスポータルサイト
<https://www.jpki.go.jp/>

